

○修学支援制度適用者に対する各種奨学金の
受給に関する取扱内規

(2020年10月20日制定)

(目 的)

第1条 この内規は、大学における修学の支援に関する法律に基づき実施される高等教育の修学支援制度（以下、「修学支援制度」という。）の対象となった本学学生が、第3条に規定する本学の奨学金の受給者に選考された場合における取り扱いについて定める。

(対象学生)

第2条 この内規の対象となる学生は、第3条に規定する奨学金を受給しようとする者で、修学支援制度において、授業料の減免、給付奨学金の受給をしている本学学生（以下、「対象学生」という。）とする。

(対象となる奨学金)

第3条 本内規が対象とする奨学金は、次のとおりとする。

- (1) 特待生（中洲賞）（給付）
- (2) 二松学舎大学株式会社（NSC）奨学金（給付）
- (3) 奨学生選抜付入学試験制度による奨学生（入試奨学生）（給付）
- (4) 二松学舎奨学生（給付）
- (5) 二松学舎貸与奨学生（貸与）
- (6) 二松学舎松苓会奨学金（給付）
- (7) 災害等により被災した学生に対する授業料減免の取り扱いに関する規程に基づく授業料の減免

2 その他同様の奨学金についても、上記に準ずる。

(奨学金の支給額)

第4条 対象学生が、第3条に規定する奨学金を受給することとなった場合の奨学金の支給額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号に規定する奨学金
修学支援制度における当該対象学生の支援区分にかかわらず、それぞれ当該各号の奨学金に関する規程等に規定された金額を支給する。
- (2) 第3条第1項第4号から第6号に規定する奨学金
修学支援制度における当該対象学生の支援区分に応じ、それぞれ当該各号の奨学金に関する規程等に規定された金額に対応し、「大学等における修学支援のための法律」に基づき文部科学省が定める「授業料等減免事務処理要領」に従い本学が半期毎に通知する「認定通知書」に記載されている減免後の納付額に相当する金額を支給する。なお、これらの奨学金が授業料の全額に相当する場合は、通年の授業料自己負担額を、授業料の半額に相当する場合は、秋学期の授業料自己負担額をそれぞれ支給する。
- (3) 第3条第1項第7号に規定する授業料減免
修学支援制度における当該対象学生の支援区分にかかわらず、当該授業料減免に関する規程に規定された金額を支給する。

2 修学支援制度において当該対象学生についての支

給区分が見直された場合は、前項第2号の支給区分は、見直された後に適用される支援区分とする。

(事務担当)

第5条 本内規に関する事務は、学生支援課が所管する。

(改 廃)

第6条 この内規の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この内規は、2020年10月20日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則（2022年2月22日）

この内規は、2021年4月1日から適用する。